



～加入に関するご案内～



北九州市医師会共済保険制度

簡単に言えばこんな保険です

- ★休業保障と企業年金がセットになった保険です。
- ★掛金は1口10,000円の最大5口まで、加齢による増額はありません。
- ★加入の際は告知のみで、医師の審査は不要です。
- ★加入資格は北九州市医師会会員(A会員及びB会員)です。
- ★加入年齢は59歳6ヶ月まで、満期脱退は75歳です。
- ★10年以上ご加入いただいた場合、企業年金積立金の実質利回りは約1.4%以上(平成27年2月現在)です。
- ★企業年金として積立てた掛金は、満期脱退時に一時金または10年確定年金として受け取ります。
- ★休業給付金支給額は1日最大60,000円です。
- ★支給開始日は免責期間10日間を差引いた11日目からとなります。
- ★支給日数は通算270日を限度としますが、初回の給付から5年を経過すると新たに給付権を獲得します。
- ★代診を立てて診療を続けた場合、または入院に準ずる自宅療養についても給付可能です。



詳しくは裏面をご覧ください!



公益社団法人 北九州市医師会

北九州市医師会では、先生方が安心して医療に従事できる様、休業時の保障に年金の楽しみを一体化させた「保険」の取り扱いを行っています。
是非、ご検討いただき、多くのご加入をお待ちしております。

■加入資格

北九州市医師会員(A会員及びB会員)で、現在健康で医療に従事している満59歳6ヶ月までの方。掛金の払い込み終了年齢(満期)は満75歳です。

■加入方法

加入月は2月・5月・8月・11月の年4回で、応募締切日は前月10日となっております。
加入手続きは、各地区医師会へご連絡いただければ申請書等をお送り致します。

■掛金及び加入口数

1口月額10,000円で、A・B会員ともに最高5口まで加入できます。
尚、加入月において加入後の増口・減口も可能です。

※加入の際は告知のみで、医師による審査は不要です。所定の様式(加入者健康状態告知書)にご記入いただきます。

※加入時の掛金は原則として変わることはありません。ただし、今後の運営状況により掛金の見直しを行う場合があります。

※掛金10,000円の内訳は、年金部分が7,400円、休業保障部分が2,600円となります。

※休業保障掛金は、北九州市医師会が当分の間、1口900円を追加補助し、合計3,500円を掛金として幹事会社へ支払っております。

■年金について

幹事会社は「**日本生命保険相互会社**」です。

拠出型企業年金保険(日本生命商品名:ハッピーライフ年金プラン)にて運用します。

※長期にご加入いただくほど、実質利回りは有利になります。

満75歳に達したとき、年金又は一時金としてお支払いします。

※年金の受け取りは、満了日の属する月の翌月1日となりますが、実際の受け取りは年4回(2月・5月・8月・11月)の各1日に3カ月分をお受け取りいただきます。

※年金受け取り期間中に受取人が死亡した場合は、遺族の方にお支払いします。一時金での受け取りも可能です。

※満75歳に達する前に脱退又は死亡した場合、積立金額を一時金としてお支払いします。

■休業保障について

幹事会社は「**損害保険ジャパン日本興亜株式会社**」です。

※入院だけでなく、自宅療養、代診においても給付可能です。

※他の所得補償保険等の加入に関係なく給付できます。

完全休業保障 病気又は不慮の事故により、診療不能となり、保健所に休止届けを出した場合

保障期間：270日(業務に従事することが出来なくなった日を起算に、11日目から270日まで)

※前回の休業保障金申請から半年経過後には、再び10日間の免責が発生します。

保障金額：1口につき、1日10,000円(加入後10年以上は1日12,000円)

※加入後6ヶ月は支給しません。

※加入後、1年未満は4.5割、2年未満は6.5割、5年未満は8.5割、10年以上は12割とします。

疾病休業保障 病気又は不慮の事故により、入院又は自宅療養のため診療不能となった場合

保障期間：270日(業務に従事することが出来なくなった日を起算に、11日目から270日まで)

※前回の休業保障金申請から半年経過後には、再び10日間の免責が発生します。

保障金額：支給を始めた日から180日まで

1口につき、1日8,000円(加入後10年以上は1日10,000円)

181日以上270日まで

1口につき、1日4,000円(加入後10年以上は1日5,000円)

※加入後6ヶ月は支給しません。

※加入後、1年未満は4.5割、2年未満は7.5割、10年以上は12.5割とします。

≪保障期間の制限≫

休業保障日数は、給付該当日の第1日目より、数えて5年間に完全・疾病休業保障を通算して270日の給付を受けた後は、その第1日目の給付該当日から5年を経過した日より新たに受給権を得るものとします。

但し、同一疾病の休業保障金の支給については、単位を通算して最長540日を支給限度とします。

★加入・増口および休業保障の申請等のお申込みは各地区医師会へ

門司区医師会 TEL.093-371-1567 小倉医師会 TEL.093-551-3181 八幡医師会 TEL.093-681-6035

戸畑区医師会 TEL.093-871-6326 若松区医師会 TEL.093-761-5367 産業医科大学医師会 TEL.093-691-7300

★制度内容に関するお問い合わせは電話又はEメールにて北九州市医師会へ

北九州市医師会 TEL.093-513-3811 info@kitakyushu-med.or.jp